

小中学校プール施設の今後のあり方について

羽生市教育委員会

標記の件について、令和元年11月13日付けで羽生市立学校適正規模審議会に諮問したところ、別添のとおり答申があったので、下記のとおりとする。

記

1 小中学校プール施設の今後のあり方

- (1) 中学校のプールは、令和3年度から廃止する。ただし、施設の状況等によっては、令和2年度から廃止することもある。
- (2) 小学校のプールは、当面の間維持する。

2 上記に至った理由

- (1) 施設の老朽化が進んでいる。
 - 中学校プールは建設後30年以上経過している。
(小学校は11校中6校が30年以上経過)
- (2) 年間使用日数が少ない。
 - 中学校におけるプールの使用は年間約7日
(小学校におけるプールの使用は年間約19日)
- (3) 使用日数が少ないにもかかわらず、多額の維持管理経費を要する。
 - 中学校1校あたり約85万円
(小学校は1校あたり約64万円)
※中学校のプールを全面改修した場合は約3,000万円
新設の場合は約1億5,000万円
- (4) 学習指導要領の内容の取扱いに「適切な水泳場の確保が困難な場合には水泳を扱わないことができる」とあること。

これらのことから、中学校のプールは廃止する。小学校のプールは、中学校に比べれば使用日数も多く、施設の状況も比較的健全な学校が多いことから、当面の間維持する。

3 廃止することによる効果

- (1) 教職員のプール施設の運転管理等に係る負担の軽減
- (2) プール施設の維持管理経費及び今後の改修費の削減

4 水泳の実技指導

小学校に対し、引き続きしっかりと行うよう指導していく。

5 跡地利用

学校の意向も踏まえ、検討する。

6 プール廃止の周知

保護者をはじめ広く周知し、理解を得る。



令和2年2月20日

羽生市教育委員会 様

羽生市立学校適正規模審議会
会長 佐藤 敏之

小中学校プール施設の今後のあり方について（答申）

令和元年11月13日付け羽教総発第699号において諮問のありました羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針案の作成のうち、小中学校プール施設の今後のあり方について、羽生市立学校適正規模審議会規程第8条の規定に基づき、下記のとおり答申します。

答申

- 1 中学校のプールを令和3年度から廃止することは、やむを得ない。
- 2 小学校のプールは当面の間維持することが望ましい。

中学校のプールはいずれも建設後30年以上経過しており老朽化が著しい。このため、プールの維持管理に1校当たり年間約85万円の経費を要しており、これは今後も増加する見込みである。一方でプールの使用日数は年間約7日しかない。わずかな使用日数にもかかわらず、多額の経費を要し、教職員の水泳指導及びプール施設の運転管理に係る負担も大きい。

仮に現在のプールを全面改修した場合は約3千万円、新設の場合は約1億5千万円の費用がかかると見込まれ、市の財政状況やプールの使用実態を考慮すると、現実的ではない。さらに学習指導要領には「適切な水泳場の確保が困難な場合には水泳を扱わないことができる」と明記されている。

したがって、プールの維持管理経費及び今後の改修費の削減並びに教職員の負担軽減を図る観点から、中学校のプールを廃止することは、やむを得ないと考える。

プールを廃止することにより、生徒の学習活動や学校生活に変化が生じるものと思われるが、それが生徒にとって有意義なものとなるよう十分配慮さ

りたい。また、跡地利用についても学校の意見を踏まえて検討されたい。

なお、答申では廃止時期を令和3年度からとしているが、これは廃止に伴う事前周知などの準備期間を設けたほうがよいと考えたためであり、羽生市教育委員会や学校の判断により廃止時期を前倒しすることを妨げるものではない。ただしその場合でも十分な事前周知を行っていただきたい。

一方、小学校のプールは中学校に比べれば使用日数も多く、施設の状況も比較的健全な学校が多いことから、当面の間は維持することが望ましいと考える。小学校において水泳の指導をしっかりと行っていただきたい。

施設については、適切な維持管理を行うとともに、大きな故障などプールが使用できなくなったときの対応について検討しておく必要があると考える。

最後に、現在、本審議会では「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針案」の作成に取り組んでおり、今回の答申はその一環として行ったものである。今後、将来の小中学校の適正規模・適正配置について検討を進めていくことになるが、羽生市教育委員会においては、羽生市が作成する「羽生市公共施設個別施設計画」との整合を図りつつ、引き続き慎重かつ丁寧に取り組んでいただきたい。